

令和 7 年度第 1 回幸田町国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和 7 年 8 月 26 日 (火)

午後 1 時 30 分～

場所 幸田町役場 3 階 301 会議室

1 町長挨拶

2 報告事項

(1) 令和 6 年度幸田町国民健康保険特別会計決算について

(2) 令和 7 年度国民健康保険税の課税状況について

(3) 国民健康保険財政健全化について

(4) 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

(5) 令和 6 年度保健事業の実施状況について

3 その他

今後のスケジュール

第 2 回幸田町国民健康保険運営協議会 (案)

日時：令和 7 年 10 月 16 日 (木) 午後 1 時 30 分～

場所：幸田町役場 1 階 101 会議室

令和7年度第1回幸田町国民健康保険運営協議会 出席者名簿

令和7年8月26日（火）開催

区分	氏名	出欠
幸田町国民健康保険運営協議会委員	○ 本田 一恵	
	◎ 天野 広子	
	安藤 まゆみ	
	金子 佳史	
	榎原 泰二	
	鈴木 康司	
	稻吉 里美	
	近藤 弘	
	稻吉 優	
	中村 亨	
事務局	幸田町長	成瀬 敦
	幸田町 健康福祉部長	谷川 啓
	幸田町 健康福祉部 保険医療課長	近藤 伸繁
	幸田町 健康福祉部 保険医療課 主査	高井 千尋
	幸田町 健康福祉部 保険医療課 保健師	吉田 有伽

※「◎」；会長 「○」；副会長

○幸田町国民健康保険運営協議会規則

昭和43年9月13日

規則第11号

改正 昭和50年4月10日規則第5号

平成19年3月30日規則第40号

平成30年3月30日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、幸田町国民健康保険条例（昭和34年幸田町条例第18号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 幸田町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項につき町長の諮問に応じて審議する。

(委員)

第3条 委員は、条例第2条各号の規定に基づき町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、条例第2条第3号に規定する委員のうちから全委員が選挙する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

(会議の通知)

第7条 会長は、会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め委員及び町長に通知しなければならない。

(会議の成立)

第8条 協議会は、条例第2条第1号から第3号までに規定する委員の各1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

第9条 会議の議長は、会長をもって充てる。

(採決)

第10条 議事の決定は、出席委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(会議録)

第11条 会長は、書記をして会議録を作成させ、必要な事項を記録しておかなければならぬ。

2 会議録には、会長及び委員1人が署名しなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月10日規則第5号）

(施行期日)

この規則は、昭和50年5月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第40号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第11号）

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に幸田町国民健康保険運営協議会の委員である者の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、平成30年5月14日までとする。

報告事項 1

令和6年度幸田町国民健康保険特別会計決算について
令和6年度 国民健康保険

歳 入					
科 目		本 年 度	前 年 度	比 較	備 考
保 険 税	一 般 分	医療現年分	399,419	411,450	△ 12,031
		医療滞納分	13,119	12,998	121
		後期高齢者現年分	175,397	178,959	△ 3,562
		後期高齢者滞納分	5,283	5,049	234
		介護現年分	52,639	52,938	△ 299
		介護滞納分	2,594	2,592	2
	退 職 分	医療現年分	0	0	0
		医療滞納分	40	40	0
		後期高齢者現年分	0	0	0
		後期高齢者滞納分	3	3	0
		介護現年分	0	0	0
		介護滞納分	1	1	0
計		648,495	664,030	△ 15,535	
国 庫 支 出 金	出産育児諸費補助金	0	32	△ 32	
	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	6,484	104	6,380	
	災害等臨時特例補助金	0	0	0	
	計	6,484	136	6,348	
県 支 出 金	普通交付金	2,018,622	2,085,739	△ 67,117	
	特別交付金(保険者努力支援分)	12,510	14,526	△ 2,016	
	特別交付金(特別調整交付金分)	10,758	6,174	4,584	
	特別交付金(県繰入金分)	32,685	39,205	△ 6,520	
	特別交付金(特定健診等負担金分)	10,460	8,174	2,286	
	特別交付金(過年度分特定健診等負担金分)	2,008	226	1,782	
	計	2,087,043	2,154,044	△ 67,001	
利子及び配当金(財産収入)		1,155	388	767	財政調整基金利子
繰 入 金	財政調整基金繰入金	175,795	125,000	50,795	
	保険基盤安定繰入金	110,734	112,026	△ 1,292	保険料軽減分 67,498 保険者支援分 43,236
	事務費繰入金	15,710	12,537	3,173	
	出産育児一時金等繰入金	3,333	2,333	1,000	
	財政安定化支援事業繰入金	10,987	11,039	△ 52	
	未就学児均等割保険税繰入金	1,190	1,257	△ 67	
	産前産後保険税繰入金	336	29	307	
	その他一般会計繰入金	118,162	120,471	△ 2,309	
	計	436,247	384,692	51,555	
繰越金		6,122	7,171	△ 1,049	前年度繰越金
諸収入		5,266	10,369	△ 5,103	第三者行為による賠償金 769 延滞金 4,123 不当利得返納金 361 基金利子 5 雑収入 8
歳 入 合 計		3,190,812	3,220,830	△ 30,018	

特別会計決算概要

(単位:千円)

科 目		本 年 度	前 年 度	比 較	備 考
総務費		23,474	19,644	3,830	一般管理費 20,556 連合会負担金 341 賦課徴収費 2,472 運営協議会費 105
保 奨	一般被保険者	療養給付費 1,764,354	1,835,590	△ 71,236	支給件数 117,964件
		療養費 13,166	12,517	649	支給件数 1,908件
		高額療養費 234,846	241,812	△ 6,966	支給件数 4,294件
		移送費 0	0	0	
		小 計 2,012,366	2,089,919	△ 77,553	
給 付 費	退職被保険者	療養給付費 0	0	0	
		療養費 0	0	0	
		高額療養費 0	0	0	
		移送費 0	0	0	
		小 計 0	0	0	
費	審査支払手数料	5,836	6,015	△ 179	診療報酬明細書 5,809 第三者行為求償事務 25 出産育児一時金支払事務 2
	出産育児一時金	5,000	3,500	1,500	500千円×10件
	葬祭費	1,900	1,850	50	50千円×38件
	その他給付費	0	0	0	0件
	計	2,025,102	2,101,284	△ 76,182	
納 付 金	一般医療給付費分	712,921	676,068	36,853	
	退職医療給付費分	0	293	△ 293	
	一般後期支援金分	250,757	248,143	2,614	
	退職後期支援金分	0	0	0	
	介護給付金分	81,478	77,671	3,807	
計		1,045,156	1,002,175	42,981	
特定健康診査等事業費		22,428	20,711	1,717	
保健事業費		3,471	8,591	△ 5,120	医療費通知 1,524 健康指導事業 411 特定健診受診率向上事業 1,161 ほか
基金積立金		61,155	60,388	767	財政調整基金利子分 1,155 一般会計繰入分 60,000
諸支出金		2,400	1,915	485	一般保険税還付金 2,130 還付加算金 11 保険給付費償還金 259
予備費		0	0	0	
歳 出 合 計		3,183,186	3,214,708	△ 31,522	

歳入歳出差引残額

7,626 千円

決算額・基金残高の推移

(単位 : 千円)

	歳入総額 ⑧	歳出総額 ⑨	次年度繰越額 ⑩-⑧	基金からの 繰入金	基金への 積立金	基金残高
令和5年度	3,220,830	3,214,708	6,122	125,000	60,388	406,441
令和6年度	3,190,812	3,183,186	7,626	175,795	61,155	291,801
令和7年度	3,284,527	3,284,527	0	211,802	63,100	143,099

※令和7年度については当初予算額

報告事項 2

令和 7 年度国民健康保険税の課税状況について

令和 7 年度当初課税（7月）における国民健康保険税の課税状況については、以下のとおりである。

1 国民健康保険税について

国民健康保険税は、国保事業に要する費用に充てるため、被保険者の前年所得や人數に基づき計算され、世帯主が納税義務者となる。

基礎課税額（医療保険分）、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢支援分）、介護納付金課税額（介護保険分）、の 3 種類の課税があり、それぞれ所得割、均等割、平等割の課税区分がある。3 種類の合計が国民健康保険税の年額となる。

また、課税の種類ごとに課税限度額を設けている。

保険税率は幸田町国民健康保険税条例で定めており、平成 30 年度から改正していない。

課税区分	医療保険分	後期高齢支援分	介護保険分 ^{※1}	課税対象
所得割	5.14%	2.37%	1.77%	前年の所得から 43 万円を控除した額 ^{※2}
均等割	21,400 円	9,300 円	10,100 円	被保険者 1 人当たり
平等割	17,100 円	6,900 円	5,300 円	1 世帯当たり
課税限度額	660,000 円	260,000 円	170,000 円	

※ 1 介護保険分は、40歳から64歳までの被保険者が対象

※ 2 所得割は、各被保険者の前年所得から基礎控除額 43 万円を控除した額に税率を乗じて算出

2 低所得者軽減の措置について

低所得者階層に対する税の負担の軽減を図るため、前年度の軽減判定上の所得が判定所得基準額以下の世帯については、均等割及び平等割を 7 割・5 割・2 割軽減する措置を行う。

軽減による減収分については、国が 2 分の 1 、県が 4 分の 1 、市町村が 4 分の 1 を負担し、国民健康保険基盤安定制度負担金として国保特会に繰り入れている。

令和 7 年度は、5 割軽減と 2 割軽減の判定所得基準額を改正し、軽減対象を拡大している。

区分	判定所得基準額
7 割軽減	43 万円（給与所得者等の数が 2 以上の場合、10 万円 ×（給与所得者等の数 - 1）を加算）
5 割軽減	43 万円（給与所得者等の数が 2 以上の場合、10 万円 ×（給与所得者等の数 - 1）を加算） + 30 万 5,000 円 ×（被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）
2 割軽減	43 万円（給与所得者等の数が 2 以上の場合、10 万円 ×（給与所得者等の数 - 1）を加算） + 56 万円 ×（被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）

※ 軽減判定上の所得は、専従者控除は適用前（控除前）であり、収用法や公拡法等の適用譲渡所得においても、譲渡所得控除前の所得が軽減判定所得となる。また、65歳以上の年金所得は、15 万円を控除した額を軽減判定所得としている。

※ 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入したまま 75 歳を迎えることにより後期高齢者医療制度の被保険者となった後も、継続して同一世帯に属する方をいう。

3 被保険者の状況について

被保険者数は年々減少しており、75歳到達による後期高齢者医療制度への移行、社会保険の加入条件の拡大が主な理由と考える。

軽減世帯が全体に占める割合は、令和5年度は43.5%であったが、令和6年度は43.2%、令和7年度は42.2%となり、判定所得基準額の改正により対象が拡大しているが、減少傾向にある。

年 度 (7月1日現在)	被保険者数 (人)	世 帯 数 (世帯)	所得割を有 する世帯数 (世帯)	限度額超過 世帯数 (世帯)	軽 減 世 帯 (世帯)		
					7割軽減	5割軽減	2割軽減
令和5年度	6,598	4,166	2,873	51	804	535	474
令和6年度	6,398	4,114	2,805	44	792	508	477
令和7年度	6,332	4,133	2,809	49	789	484	470

4 令和7年度課税状況について

7月の当初課税は6億7,861万9千円である。今後、被保険者の資格喪失、国保加入又は町の条例減免等により、随時増減する。

区分	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	所得割額 (千円)	均等割額 (千円)	平等割額 (千円)	積算合計 (千円)	減 額 (千円)				年税額 (千円)
							限度超過額	軽減額	その他減額	減額計	
医療分	6,332	4,133	322,378	142,096	68,647	533,121	27,676	39,170	36,603	103,449	429,672
後期分	6,332	4,133	148,644	61,752	27,700	238,096	15,097	16,603	16,474	48,174	189,922
介護分	2,047	1,730	44,769	21,735	9,641	76,145	6,138	6,022	4,960	17,120	59,025
計	---	---	515,791	225,583	105,988	847,362	48,911	61,795	58,037	168,743	678,619

※その他減額：失業軽減、未就学軽減、産前産後軽減、月割減額、端数処理による減額

※町の条例減免は反映していない。

5 各年度当初課税（7月）の比較について

当初課税における国民健康保険税の課税状況について、前年度と比較し、課税額は1人当たり5,851円の増額となった。これは、基礎控除後の総所得金額等（基準総所得金額）の増加によるものが主な要因と考える。

	令和5年度 【R 5.7月調定時】	令和6年度 【R 6.7月調定時】	令和7年度 【R 7.7月調定時】	前年度比較 【R 7年度-R 6年度】
被 保 険 者 数	6,598人	6,398人	6,332人	△66人
調 定 額	668,624千円	648,256千円	678,619千円	30,363千円
1人当たり調定額	101,337円	101,321円	107,172円	5,851円
基 準 総 所 得 金 額	6,096,516千円	5,821,101千円	6,271,974千円	450,873千円
1人当たり基準総所得金額	924千円	910千円	991千円	81千円

報告事項 3

幸田町国民健康保険財政健全化に向けた取組について

◆ 1 国民健康保険制度の現在の状況

○ 国民健康保険制度の構造的課題

- 国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く医療費の水準が高いほか所得水準が低く、特に小規模な保険者において高額な医療費が発生した場合に、国民健康保険税（以下「保険税」という。）が変動し、財政運営が不安定になるという課題がある。

○ 持続可能な国民健康保険事業運営のための財政基盤の強化

- 平成30年度の国民健康保険制度改革により、国において財政支援を拡充するとともに、年度間の保険料変動の抑制等を図るため、保険者の規模について都道府県と市町村が共同で運営する仕組みとした。（←都道府県単位化）
また、都道府県単位化に伴う保険税の急上昇を防ぐための期間（激変緩和期間）を平成30年度から令和5年度までとした。

【保険料水準統一加速化プラン第2版 厚生労働省】

○ 第3期愛知県国民健康保険運営方針（対象期間：令和6年度から令和11年度まで）

- 法定外繰入等の着実な解消、保険料（税）水準の統一に向けた取組、医療費適正化及び人生100年時代を見据えた予防・健康づくり事業の推進を中心に、医療分野のデジタル化（医療DX）による国保事務の変化を視野に入れた内容となっており、国保制度の更なる安定化を目指すこととされている。

◆ 2 幸田町国民健康保険事業運営の現状と課題

1) 被保険者の状況

被保険者数は減少傾向が続いているが、幸田町の総人口に対する国民健康保険の被保険者の割合（加入率）も低下している。減少の主な要因は、団塊の世代の75歳到達による後期高齢者医療制度への加入、定年延長や継続雇用の流れを受けた60歳代の加入率の低下、短時間労働者の被用者保険の適用拡大が上げられる。

2) 保険給付費の推移

保険給付費・一人当たり保険給付費ともに減少傾向にある。 (円)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
※1	2,071,473,437	1,969,993,046	2,071,473,437	2,083,663,442	2,101,283,270	2,025,101,880
※2	286,115	273,648	299,130	318,603	330,598	323,757
※3	222,130,552	207,880,646	231,927,502	224,408,870	241,811,838	234,845,903

※1 保険給付費（一般被保険者療養給付費等・高額療養費・出産育児一時金・葬祭費）

※2 一人当たり保険療養費

※3 一般被保険者高額療養費

3) 国民健康保険税の収納の動向

被保険者数の減少に伴い、税収も減少傾向にある。 (千円)

年度	現年	前年度差引	滞繩	合計
R元	726,694	-36,123	39,229	765,923
R 2	721,218	-5,476	49,037	770,255
R 3	701,054	-20,164	37,224	738,278
R 4	673,036	-28,018	28,540	701,576
R 5	643,347	-29,689	20,683	664,030
R 6	627,455	-15,892	21,040	648,495

4) 国民健康保険事業費納付金の推移

国民健康保険事業費納付金とは、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する保険給付等の費用に充てるため、市町村が県に納付する負担金のことをいう。

令和2年度から令和4年度までは、新型コロナ感染症の感染拡大による外出及び受診控えで医療費が減少したが、令和5年度以降は増加傾向にある。 (円)

年度	納付金額	差引	被保険者数	1人当たり納付金
R元	1,048,029,373	31,289,598	7,439人	140,883
R 2	985,274,029	- 62,755,344	7,240人	136,088
R 3	985,948,324	674,295	7,199人	136,956
R 4	990,371,143	4,422,819	6,925人	143,014
R 5	1,002,175,046	11,803,903	6,540人	153,238
R 6	1,045,155,906	42,980,860	6,356人	164,436
R 7	1,053,498,372	8,342,466	6,255人	168,425

5) 幸田町国民健康保険の動向

○平成23年度 リーマンショック以降の不況で課税対象となる所得が激減したため、9千万円の不足が見込まれたことにより、赤字補てんのための一般財源の繰入金（以下「法定外繰入金」）を5千万円増額し6千万円とし、残りの4千万円を保険税の引き上げで確保した。保険税率※1の引き上げのための条例改正をおこなった。

○平成30年度 都道府県単位化に合わせて保険税の算出方法を変更し、資産割を廃止する条例改正したが、実質的な保険税の引き上げは見送られた。

○令和7年度 令和8年度当初予算での国民健康保険財政調整基金の不足が見込まれることが判明した。また、国・県の方針で法定外繰入金等の解消、保険税の県下における完全統一が令和17年度までに行われることから、段階的に法定外繰入金の廃止及び国保税の引き上げを検討することとした。

※1 県下市町村の保険税率の状況 参考資料1のとおり

○保険税の収納率（令和5年度愛知県国保事業調査集計_市町村）

現年度	順位	県平均	滞納繰越	順位	県平均
96.10%	21位	95.28%	18.80%	47位	28.62%

○財政調基金の動向

令和7年度当初予算で2億1,180万2千円の取り崩しを見込んだことにより、基金残高は1億4,870万1千円となった。令和8年度当初予算で令和7年度と同額程度の財政調整基金の繰り入れを計上することができない状況となった。よって、その不足分を保険税の引き上げにより充当し、本町の国民健康保険制度を維持する。

【基金の状況】※R7は見込み値

(円)

年度	積立金額	財政調整基金 (R元は財政援助金)	基金残高	前年度差引額 (積増金／取崩金)
R元	60,424,828	15,000,000	369,367,366	△14,575,172
R2	60,425,686	6,000,000	423,793,052	54,425,686
R3	63,687,919	17,500,000	469,980,971	46,187,919
R4	62,072,758	61,000,000	471,053,729	1,072,758
R5	60,387,645	125,000,000	406,441,374	△64,612,355
R6	61,155,041	175,795,000	291,801,415	△114,609,959
R7	63,100,000	211,802,000	143,099,415	△148,702,000

基金の取り崩しが増加となった主な理由は以下のとおり。

- ①被保険者数の減少に伴う国保税収入の減少
- ②医療費の増額
- ③事業費納付金の増額

※「高齢化」＝医療機関にかかる係る割合が高い。

※「高度化」＝高額な治療、薬品の使用。がん等

○幸田町国民健康保険事業運営の課題

国民健康保険の給付等に要する費用は、原則として法定の公費負担と保険税で賄うこととされている。しかし、本町では被保険者の負担軽減、保険税の未収額の補てん等を目的とする一般会計からの法定外繰入（公金積立）を行うことで收支の差を埋め、均衡を図っているのが実情である。一般会計から法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、国民健康保険加入者以外の町民にも負担を求めることがとなり、望ましいとはいえない状況であるため計画的な削減が必要である。

6) 国・県・他自治体の動向

○国の動向

保険料水準の統一について、令和15年度までに完全統一に移行することを目指し、遅くとも令和17年度までの移行を目標とする。

○県の動向（検討段階）

保険料水準の統一に向けて、令和7年度または令和8年度で完全統一の目標年度を「見切り設定」する。令和12年度に納付金ベースの統一を目指す。令和11年度には、赤字決算補てん目的の法定外一般会計繰入を解消する。

○全国における法定外繰入金の削減・解消の取組状況

平成29年度には505市町村が約1,752億円の法定外繰入を実施していたが、令和4年度には226市町村、約748億円に減少した。

7) 保険税引き上げの主なポイント

○平成23年度に法定外繰入金が6千万円に増額され、そのまま常態化したこともあり国保税の引き上げをしてこなかったことにより、国・県の方針と町の実態が乖離している。

○財政調整基金は、本来の目的である突発的な医療費の増額に対応するために確保する財源とし、法定外繰入金とともに計画的に減額する。財政調整基金減額分を保険税引き上げの激変緩和措置に活用することを検討する。

○町の保険税率は、段階的に標準保険料率※2に到達するまで継続的に引き上げる。

※2 標準保険料率：事業費納付金をすべて保険税で賄うために必要と考えられる保険税率。愛知県が市区町村ごとに統一の基準によって算定し、前年度の1月に市区町村へ事業費納付金とともに提示する。参考資料2のとおり

8) その他

○令和8年度から段階的に開始される子ども・子育て支援金の徴収については、現時点で詳細が不明であり、今後における国、県の動向を踏まえて対応する。

○今回の国保税の引き上げと新たに課税されることとなった子ども子育て支援金が同時期になったことにより大幅な保険税率の引き上げが必要となる可能性があるため、算出の際には極力緩やかな引き上げと激変緩和措置の検討をする。

報告事項 4

幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

幸田町国民健康保険税条例の一部改正のあらまし

1 改正の理由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）の施行に伴い、必要があるため。

2 改正の概要

(1) 課税限度額の改正（第2条第2項及び第3項並びに第21条第1項）

区分	改正後	改正前	法定限度額
基礎課税額	66万円	65万円	66万円
後期高齢者支援金等課税額	26万円	24万円	26万円
介護納付金課税額	17万円	17万円	17万円

(2) 低所得者軽減に係る判定所得基準額の改正（第21条第1項）

区分	改正後	改正前
7割軽減	43万円（給与所得者等の数が2以上の場合、10万円×（給与所得者等の数-1）を加算）	43万円（給与所得者等の数が2以上の場合、10万円×（給与所得者等の数-1）を加算）
5割軽減	43万円（給与所得者等の数が2以上の場合、10万円×（給与所得者等の数-1）を加算）+30万5,000円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）	43万円（給与所得者等の数が2以上の場合、10万円×（給与所得者等の数-1）を加算）+29万5,000円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）
2割軽減	43万円（給与所得者等の数が2以上の場合、10万円×（給与所得者等の数-1）を加算）+56万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）	43万円（給与所得者等の数が2以上の場合、10万円×（給与所得者等の数-1）を加算）+54万5,000円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）

3 施行期日

公布の日

幸田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幸田町国民健康保険税条例（昭和31年幸田町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第21条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の幸田町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

幸田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例		新旧対照表
改 正 後	改 正 前	
第1条 略 (課税額) 第2条 略	第1条 略 (課税額) 第2条 略	
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>66万円</u> とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>26万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>26万円</u> とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>65万円</u> とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。	
4 略	4 略	
第3条—第20条 略 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>66万円</u> を超える場合には、 <u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>26万円</u> を超える場合には、 <u>26万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>17万円</u> を超える場合には、 <u>17万円</u>)の合算額とする。	第3条—第20条 略 (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>65万円</u> を超える場合には、 <u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、 <u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>17万円</u> を超える場合には、 <u>17万円</u>)の合算額とする。	
(1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>30万5,000円</u> を加算した金額	(1) 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>29万5,000円</u> を加算した金額	

幸田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例		新旧対照表
改 正 後	改 正 前	
を超えない世帯に係る納稅義務者(前号に該当する者を除く。)	を超えない世帯に係る納稅義務者(前号に該当する者を除く。)	
アーカ 略	アーカ 略	
(3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>56 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者(前 2 号に該当する者を除く。)	(3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円(納稅義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>54 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者(前 2 号に該当する者を除く。)	
アーカ 略	アーカ 略	
2・3 略	2・3 略	
第 21 条の 2 以下 略	第 21 条の 2 以下 略	
附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (適用区分) 2 この条例による改正後の幸田町国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。		

1 特定健康診査・特定保健指導の実施状況（法定報告）

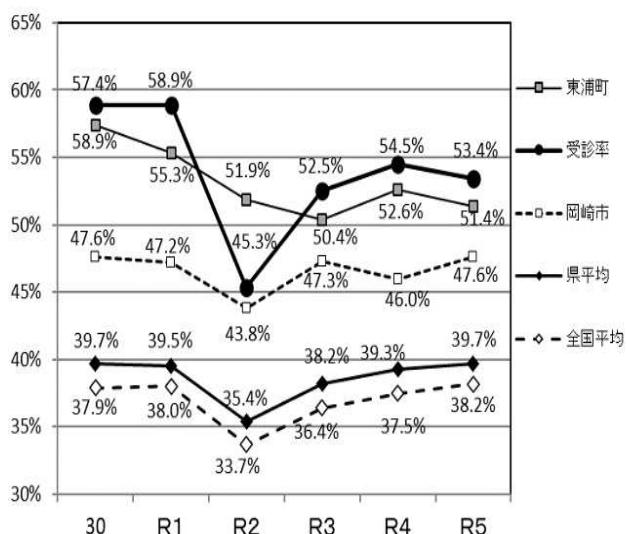
特定健康診査の受診率は令和 5 年度 53.4% となり、県内 6 位であった。令和 2 年度に新型コロナウイルス感染拡大による行動控えのため、45.3% と受診率を下げたが、持ち直しの傾向にある。

特定保健指導は、令和 4 年度から住民健診当日の血液検査結果以外のデータを使用し、初回面接を実施している。令和 5 年度は 46.9% となり、県内 9 位となった。

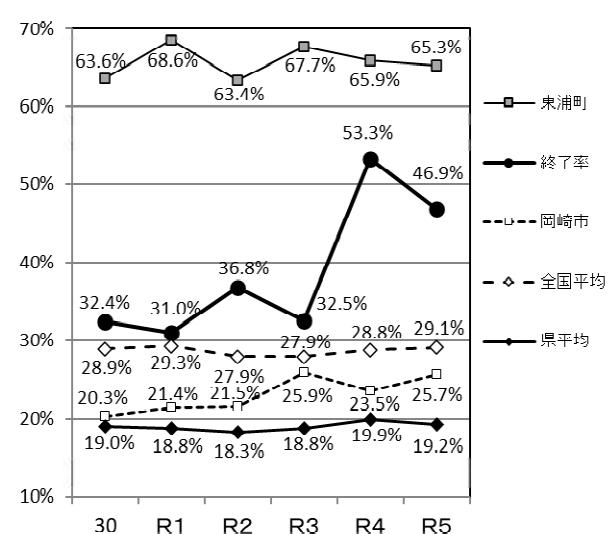
年度	特 定 健 康 診 査						特 定 保 健 指 導					
	対象者 ①(人)	受診者 ②(人)	受 診 率 (%)				対象者 ①(人)	終了者 ②(人)	終 了 率 (%)			
			②÷①	目 標	県 平 均	全 国 平 均			②÷①	目 標	県 平 均	全 国 平 均
30	5,420	3,191	58.9	58.5	39.7	37.9	389	126	32.4	35.0	19.0	28.9
R1	5,294	3,116	58.9	58.8	39.5	38.0	371	113	30.5	40.0	18.8	29.3
R2	5,273	2,387	45.3	59.1	35.4	33.7	269	99	36.8	45.0	18.3	27.9
R3	5,056	2,654	52.5	59.4	38.2	36.4	286	93	32.5	50.0	18.8	27.9
R4	4,762	2,593	54.5	59.7	39.3	37.5	272	145	53.3	55.0	19.9	28.8
R5	4,552	2,430	53.4	60.0	39.7	38.2	243	114	46.9	60.0	19.2	29.1

※法定報告：特定健康診査の実施年度中に40～74歳となる方で、一年間を通じて加入している方を集計した数値

特定健康診査受診率の推移



特定保健指導終了率の推移



2 第3期データヘルス計画に掲げた重点事業の取組状況

(1) 特定健康診査未受診者対策事業

特定健康診査の受診率向上のため、未受診者と不定期受診者に勧奨しており、令和5年度は、はがき送付及び電話による受診勧奨を行い59人の受診に繋がっていたが、費用対効果を考慮し、令和6年度からは圧着はがきの送付のみにし、対象者の範囲を未受診者、不定期受診、40歳到達者に広げた。201人の受診に繋がった。

特定健康診査の受診状況（法定報告対象外者を含む）

年度	対象者数 (人)	住 民 健 診 (人)						人間ドック (人)	受診者 合計 (人)	受診率 (%)
		6・7月	8・9月	10月	11月	12月	計			
R 3	5,662	131	632	61	207	74	1,105	1,737	2,842	50.2
R 4	5,457	40	896	78	106	39	1,159	1,687	2,846	52.2
R 5	5,160	268	654	54	65	34	1,075	1,549	2,624	50.9
R 6	4,973	152	734	66	126	22	1,100	1,533	2,633	52.9

※令和2年度から、新型コロナウイルス感染症感染予防のため、地区巡回を中止し、保健センターで予約制とし、時間受診人数を調整して実施した。

(2) 特定保健指導利用勧奨事業

特定保健指導の利用促進と終了率向上のため、利用申込みのない対象者全員に電話による利用勧奨を実施した。また、令和4年度から住民健診、令和6年度から人間ドックで、受診日の血液検査結果以外のデータを使用し、階層化を行った。該当する場合はその日のうちに特定保健指導の利用を促し、同意が得られたら初回面接を実施している。

特定保健指導（個別支援）の利用状況

年度	動機付け支援			積極的支援			合計 (人)	受診率 (%)		
	対象者 (人)	利 用 者 (人)		対象者 (人)	利 用 者 (人)					
		5~12月	1~3月		5~12月	1~3月				
R 3	257	70	14	84	69	11	3	14	98	30.1
R 4	287	115	8	123	85	36	2	38	161	43.3
R 5	268	98	7	105	74	19	0	19	124	36.3
R 6	250	88	11	99	72	21	1	22	121	37.6

※動機付け支援：生活習慣病のリスクが出始めた方を対象に保健指導を行い、半年後に面接や電話で確認を行う。

※積極的支援：生活習慣病のリスクが重複している方を対象に保健指導を3か月以上行い、半年後に面接や電話で確認を行う。

(3) 生活習慣病重症化予防事業

前年度の特定健康診査の結果、生活習慣病である糖尿病の疑いがあり、将来的に人工透析導入のリスクがある被保険者に対し、糖尿病性腎症重症化予防事業として医療機関受診勧奨を行い、医療機関の受診があったものに対し、保健師による保健指導を実施した。また、高血圧で将来的に人工透析導入のリスクがある被保険者に対しては、高血圧重症化予防事業として医療機関受診勧奨を実施した。

生活習慣病重症化予防事業実施状況

年度	糖尿病性腎症重症化予防事業			高血圧重症化予防事業	
	対象者 (人)	医療機関 受診者 (人)	保健指導 実施者 (人)	対象者 (人)	医療機関 受診者 (人)
R 3	6	3	1	68	13
R 4	4	0	0	72	8
R 5	10	5	2	65	4
R 6	3	1	0	57	6

3 第3期データヘルス計画外の保健事業の取組状況

(1) 非肥満高血糖該当者対策事業

前年度の特定健康診査の結果、血糖値は高いが非肥満であるため特定保健指導対象から外れ、フォローされていない被保険者に正しい知識の普及を図り、生活習慣の改善に導くため、本年度も糖尿病予防教室を開催した。

・教室名

健康の大敵！高血糖！～血糖値を下げるためのヒント～

・令和6年度 受講者数

15人 (令和5年度：14名)

・内 容

	日 時	内 容
第1回	令和6年8月30日	保健師、管理栄養士による血糖値・栄養についての講義
第2回	令和6年9月13日	個人面談による目標設定
第3回	令和6年10月30日	運動指導士による糖と運動の関係性の講義と運動の紹介
第4回	令和6年11月2日	あいち健康プラザにて、生活習慣病予防のための食生活・運動習慣についての講義
第5回	令和6年11月18日	管理栄養士による栄養の講義 管理栄養士監修のレシピを実食
第6回	令和6年12月12日	歯科衛生士による口腔ケア指導 管理栄養士による年末年始に気を付けることについて講義
第7回	令和7年3月17日	個別面談により今後の生活習慣の改善を促す

(2) 生活習慣病予防の意識・知識啓発事業

生活習慣病を予防するには、健康づくりに関する意識・知識の普及啓発と生活習慣の改善が求められる。

令和3年度までは、20歳以上の被保険者には、町民プールで開催される水泳教室など各種教室を利用もらうことが、生活習慣の改善につながると考え、通常よりも低額で受講できる利用券を交付していた。令和4年度から、町民プールの運営方法が変更され、それまでの利用券を交付できなくなったため、内容を変更し、お試し体験できる利用券を発行している。また、岡崎市医師会の協力を得て、医師会が開催する運動教室の無料利用券を申請者に交付することにより、被保険者の運動の場を提供した。

運動教室等の利用状況

延べ（人）

実施場所	教室名	年度		
		R 4	R 5	R 6
町民プール	①水中運動教室	6	8	4
	②健康講座	(実施なし)	5	5
	③アクアビクス	(実施なし)	(実施なし)	3
公衆衛生センター	④みんなのお気軽体操教室	16	11	7
	⑤ためして実践！教室	14	16	15
はるさき健診センター	⑥昼下がりのはるさき健康教室	24	17	15
	⑦自分みがき！ゆるトレ教室	23	12	12
計		83	69	61

委託先；①～③ (株)アクアティック (町民プール管理業者)

④～⑦ 一般社団法人 岡崎市医師会

○国民健康保険税（国保税）について

国保税は、住民登録届出の世帯ごとに加入者の前年の所得や人数に基づいて計算し、世帯主が納税義務者となる。下表の「計算の基礎」に基礎課税分（医療保険分）・後期高齢者支援分・介護納付金分の税率や税額を乗じたものを合計して年税額を算出する。

区分	計算の基礎	基礎課税分 (医療保険分)	後期高齢者 支援分	介護保険分 (40～64歳)
		加入者の医療費等	後期高齢者医療 制度への支援金	40～64歳までの 介護保険料
所得割	<u>加入者の旧ただし書 所得の合計額※</u>	5.14%	2.37%	1.77%
均等割	1人当たり	21,400円	9,300円	10,100円
平等割	1世帯当たり	17,100円	6,900円	5,300円
課税限度額 (上限金額)	(1世帯当たり)	660,000円	260,000円	170,000円

※旧ただし書所得とは？

前年中の総所得金額と山林所得の合計から43万円を除したもの。確定申告された分離課税所得（特別控除後）を含む。非課税年金、雇用保険、退職所得は含まない。

所得割 【応能割】	加入者の前年の所得総所得金額と山林所得の合計から43万円を差し引いたものに上記の税率を掛ける。確定申告された分離課税所得（特別控除後、土地の譲渡益や株式の配当など）を含む。非課税年金や雇用保険、退職所得は含まない。
均等割 【応益割】	1人当たりの基本料金。社会保険と異なり「扶養」の概念がなく、加入者が1人増えるごとに均等割がかかる。これは従来の自営業、特に農業などは家族の人数が労働力の差につながっていたことに由來した。現在では子育て支援の立場から子どもが多いほど負担が増すことにつながるため、令和4年度から「未就学児の均等割を半額」とする制度が始まった。
平等割 【応益割】	1世帯あたりの基本料金。税の中でも珍しい「世帯単位の課税」となっている。
課税限度額	国保税は「税」として賦課・課税されるが、一方で医療費給付を受けるための原資としての「保険料」の性質を持っているので、所得税のように所得の増加に連動して税も増加する「累進課税」ではない。どれだけ所得があっても税額を一定の金額に留めるもの。高額所得者が際限なく高額な保険税を納めなくても良いとする一方で、それ以外の中間所得者層の負担が重くなるという欠点があり、近年では限度額は引き上げられている。なお、限度額は法律（政令）で定められており、市町村はこの限度額を超えて設定することはできない。

○低所得世帯などへの減額制度【国制度】

7割・5割・2割軽減（申請不要）

被保険者、擬制世帯主※1、特定同一世帯所属者※2の前年所得※3の合計が次の基準以下の場合は、均等割と平等割が下表の軽減区分に応じて軽減される。

7割軽減とは文字どおり「その世帯の均等割と平等割の合計額を7割引きする」ということで3割のみを負担する。他の軽減もそれぞれ5割軽減は半額に、2割軽減は2割引きとなる。

※1 擬制世帯主：国保加入者でない世帯主

※2 特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療へ移行した被保険者

※3 前年所得：65歳以上の公的年金所得は15万円控除、専従者控除は適用前、
分離譲渡所得は特別控除前の額

軽減区分	軽減の基準となる所得金額（令和7年度）
7割	43万円 + (給与所得者※4などの数 - (1)) × 10万円以下
5割	43万円 + (給与所得者などの数 - (1)) × 10万円 + (29.5万円 × 被保険者数※5) 以下
2割	43万円 + (給与所得者などの数 - (1)) × 10万円 + (54万円 × 被保険者数) 以下

※4 給与所得者等：55万円を超える給与収入のある人、または一定額（65歳未満は60万円、65歳以上は125万円）を超える公的年金等の支給を受ける人のこと。

※5 被保険者数には特定同一世帯所属者数を含む。

＜例＞ 40歳から64歳までの1人世帯の場合

均等割と平等割の合計：70,100円 → 7割軽減後：21,030円

未就学児の均等割2分の1軽減（申請不要）【令和4年度新設】

子育て世帯の経済的負担の軽減のため、小学校就学前の子どもの均等割額を2分の1に減額する。なお、上記低所得者の7割・5割・2割軽減に該当する場合は、軽減後の均等割額を2分の1に減額する。

＜例＞ 均等割額：30,700円 → 減額後：15,350円

○生活などが急変した世帯への保険税の減免制度【条例・規則制度】

保険税の減免（申請必要）

災害や長期労働不能な疾病など、一定の要件に該当して国保税の納付が困難な場合を個々に判定し、一定の基準に当てはまれば、国保税の減免を受けることができる。

《主な減免の要件》

- ①所得の激減 ②失業（雇用保険受給） ③長期療養 ④罹災 ⑤生活保護開始

○保険税の減額制度と減免制度の違い～

保険税の減額制度

国の基準に従って一定要件に当てはまる全ての国保世帯に対し、個々の申請によらずに一律に保険税負担を減額するもの。

○地方税法

(国民健康保険税の減額)

第七百三条の五 市町村は、国民健康保険税の納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第三百十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとする。以下この項中山林所得金額の算定について同じ。）及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

2 市町村は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額するものとする。

保険税の減免

地方税法の趣旨に則り、市町村条例・規則に基づいて、生活が急変した世帯を救済する目的で実施するもの。申請により個々の事情を勘案して、保険税負担を軽減又は免除する。

○地方税法

(水利地益税等の減免)

第七百七条 地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において水利地益税等の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該水利地益税等を減免することができる。

◆一般会計からの繰り入れについて【法定繰入と法定外繰入】

① 一般会計からの繰り入れとは

国民健康保険の運営は特定の加入者のための事業であることから、法律に基づいて独立採算である「特別会計」によって行なうことが定められている。しかし、さまざまな事情を鑑みて、一般会計（町民からの町税収入等）から、法律や一定のルールに基づいて資金援助を受けている。この資金を特別会計に入れることを「一般会計からの繰り入れ」と呼んでいる。

② 繰り入れの種類について

	繰入金の種類	内容	R 6 実績
法定	事務費等繰入金	国保運営のための事務費を全額繰り入れ	15,709,175 円
	保険基盤安定繰入金 (税低所得者軽減分)	保険税の低所得世帯への軽減（応益部分の7割、5割、2割減額）分全額を繰り入れ	67,498,360 円
	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	限度額があることによる中間所得者層の負担を軽減するための繰り入れ	43,236,015 円
	財政安定化支援事業 繰入金	保険者に経営責任のない事情（病床数が多い、高齢加入者が多い等）に応じ国基準に基づいて繰り入れ	10,987,000 円
	出産育児一時金等繰入 金	出産育児一時金の給付額の3分の2を繰り入れ	3,333,333 円
	産前産後保険税繰入金	産前産後保険税の4分の3を繰り入れ	336,195 円
法定外	未就学児均等割保険税 繰入金	未就学児均等割保険税の4分の3を繰り入れ	1,189,476 円
	法定外繰入金 >その他一般会計繰入 金	法に基づかない市町村の裁量による繰り入れ。納付金不足分充当、特定健診、住所地特例制度以前分医療費、福祉医療（町単独分）などが該当する。	>118,162,092 円
	公金積立（財政調整 基金繰入金）		>175,795,000 円
	合計		436,246,646 円

③法定外繰入についての国の考え方

国による国保改革の目的の一つが「市町村国保間の保険税負担の平準化」であり、市町村の財政事情による「法定外繰り入れの存在」が格差を生む原因の一つとしており、「保険税負担を下げるための繰り入れ」を解消するように強く求められている。ただし、強制力を持つものではなく、法律上禁止することはできないとしている。

県下市町村の保険税率の状況

【参考資料 1】

令和3年度から令和6年度までの保険料(税)は以下のように推移している。

		1人当たり 調定額	保険料(税)率(医療給付費分)				前年度との差			
			所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
幸田町	令和6年度	-	5.14%	-	21,400円	17,100円	0.00%	-	0円	0円
	令和5年度	103,223円	5.14%	-	21,400円	17,100円	0.00%	-	0円	0円
	令和4年度	102,908円	5.14%	-	21,400円	17,100円	0.00%	-	0円	0円
	令和3年度	101,770円	5.14%	-	21,400円	17,100円	0.00%	-	0円	0円
岡崎市	令和6年度	-	7.15%	-	28,220円	29,600円	0.41%	-	2,090円	1,980円
	令和5年度	121,229円	6.74%	-	26,130円	27,620円	0.86%	-	1,940円	1,640円
	令和4年度	110,825円	5.88%	-	24,190円	25,980円	0.17%	-	980円	820円
	令和3年度	107,629円	5.71%	-	23,210円	25,160円	-0.09%	-	-980円	-1,370円
碧南市	令和6年度	-	6.70%	-	29,900円	19,700円	0.70%	-	3,200円	1,700円
	令和5年度	113,288円	6.00%	-	26,700円	18,000円	0.30%	-	2,100円	400円
	令和4年度	106,273円	5.70%	-	24,600円	17,600円	0.10%	-	200円	100円
	令和3年度	103,146円	5.60%	-	24,400円	17,500円	0.00%	-	0円	0円
刈谷市	令和6年度	-	6.25%	-	29,300円	20,000円	0.95%	-	3,300円	0円
	令和5年度	103,111円	5.30%	-	26,000円	20,000円	0.00%	-	0円	0円
	令和4年度	103,641円	5.30%	-	26,000円	20,000円	0.00%	-	0円	0円
	令和3年度	103,024円	5.30%	-	26,000円	20,000円	0.00%	-	0円	0円
豊田市	令和6年度	-	6.15%	-	26,100円	22,000円	0.30%	-	0円	0円
	令和5年度	109,040円	5.85%	-	26,100円	22,000円	0.00%	-	0円	0円
	令和4年度	106,160円	5.85%	-	26,100円	22,000円	0.44%	-	0円	0円
	令和3年度	102,427円	5.41%	-	26,100円	22,000円	0.28%	-	0円	0円
安城市	令和6年度	-	6.16%	-	25,700円	17,400円	0.91%	-	3,000円	2,800円
	令和5年度	111,519円	5.25%	-	22,700円	14,600円	0.37%	-	1,900円	900円
	令和4年度	105,355円	4.88%	-	20,800円	13,700円	0.18%	-	1,570円	320円
	令和3年度	100,531円	4.70%	-	19,230円	13,380円	-0.23%	-	-950円	-690円
西尾市	令和6年度	-	5.95%	-	25,300円	17,000円	0.00%	-	0円	0円
	令和5年度	114,598円	5.95%	-	25,300円	17,000円	0.00%	-	0円	0円
	令和4年度	114,689円	5.95%	-	25,300円	17,000円	0.15%	-	1,300円	-4,600円
	令和3年度	105,439円	5.80%	-	24,000円	21,600円	0.00%	-	0円	0円
知立市	令和6年度	-	6.32%	-	28,700円	21,000円	0.88%	-	4,500円	4,200円
	令和5年度	106,527円	5.44%	-	24,200円	16,800円	0.24%	-	2,000円	1,000円
	令和4年度	101,924円	5.20%	-	22,200円	15,800円	0.00%	-	0円	0円
	令和3年度	100,087円	5.20%	-	22,200円	15,800円	0.00%	-	0円	0円
高浜市	令和6年度	-	5.73%	-	29,300円	23,800円	0.00%	-	0円	0円
	令和5年度	113,000円	5.73%	-	29,300円	23,800円	0.00%	-	0円	0円
	令和4年度	110,869円	5.73%	-	29,300円	23,800円	0.00%	-	0円	0円
	令和3年度	109,215円	5.73%	-	29,300円	23,800円	0.00%	-	0円	0円
みよし市	令和6年度	-	6.82%	-	28,600円	20,700円	0.40%	-	1,600円	700円
	令和5年度	120,991円	6.42%	-	27,000円	20,000円	0.28%	-	1,500円	0円
	令和4年度	113,867円	6.14%	-	25,500円	20,000円	0.12%	-	700円	-400円
	令和3年度	109,647円	6.02%	-	24,800円	20,400円	0.00%	-	0円	0円
蒲郡市	令和6年度	-	6.60%	-	25,000円	22,000円	0.70%	-	2,000円	-700円
	令和5年度	101,349円	5.90%	-	23,000円	22,700円	0.00%	-	0円	0円
	令和4年度	103,125円	5.90%	-	23,000円	22,700円	0.00%	-	0円	0円
	令和3年度	98,482円	5.90%	-	23,000円	22,700円	0.00%	-	0円	0円
東郷町	令和6年度	-	6.43%	-	27,400円	20,100円	0.10%	-	500円	0円
	令和5年度	108,523円	6.33%	-	26,900円	20,100円	0.10%	-	500円	-100円
	令和4年度	108,842円	6.23%	-	26,400円	20,200円	0.16%	-	700円	-1,000円
	令和3年度	104,421円	6.07%	-	25,700円	21,200円	0.04%	-	-200円	-1,300円
東浦町	令和6年度	-	7.20%	-	31,900円	23,100円	1.19%	-	2,200円	-800円
	令和5年度	104,218円	6.01%	-	29,700円	23,900円	0.00%	-	0円	0円
	令和4年度	106,321円	6.01%	-	29,700円	23,900円	0.58%	-	2,100円	-2,700円
	令和3年度	99,812円	5.43%	-	27,600円	26,600円	0.00%	-	0円	0円
東海市	令和6年度	-	8.10%	-	45,300円	-	1.29%	-	2,000円	-
	令和5年度	126,204円	6.81%	-	43,300円	-	1.02%	-	1,800円	-
	令和4年度	117,706円	5.79%	-	41,500円	-	0.49%	-	400円	-
	令和3年度	104,603円	5.30%	-	41,100円	-	0.00%	-	0円	-
名古屋市	令和6年度	-	9.12%	-	49,397円	-	0.67%	-	3,827円	-
	令和5年度	111,553円	8.45%	-	45,570円	-	1.04%	-	3,486円	-
	令和4年度	104,551円	7.41%	-	42,084円	-	0.37%	-	3,181円	-
	令和3年度	98,702円	7.04%	-	38,903円	-	-0.35%	-	-1,940円	-

【参考資料 2】

令和7年度 愛知県 市町村標準保険料率

市町村名	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
名古屋市	8.19%	35,111円	22,794円	2.72%	11,496円	7,463円	2.34%	11,859円	5,870円
豊橋市	7.60%	32,586円	21,154円	2.72%	11,509円	7,472円	2.29%	11,597円	5,740円
岡崎市	7.42%	31,828円	20,662円	2.74%	11,591円	7,525円	2.30%	11,644円	5,763円
一宮市	8.00%	34,327円	22,284円	2.74%	11,611円	7,537円	2.28%	11,545円	5,714円
瀬戸市	7.74%	33,199円	21,552円	2.64%	11,167円	7,249円	2.18%	11,072円	5,480円
半田市	8.01%	34,361円	22,306円	2.82%	11,952円	7,759円	2.37%	11,999円	5,939円
春日井市	7.70%	33,036円	21,446円	2.78%	11,741円	7,622円	2.30%	11,676円	5,779円
豊川市	7.41%	31,773円	20,627円	2.52%	10,654円	6,916円	2.04%	10,319円	5,107円
津島市	6.89%	29,555円	19,186円	2.40%	10,162円	6,597円	2.00%	10,156円	5,026円
碧南市	7.63%	32,747円	21,259円	2.79%	11,811円	7,668円	2.38%	12,045円	5,962円
刈谷市	7.48%	32,100円	20,839円	2.85%	12,049円	7,822円	2.33%	11,829円	5,855円
豊田市	7.70%	33,036円	21,446円	2.85%	12,057円	7,827円	2.39%	12,128円	6,003円
安城市	6.75%	28,971円	18,807円	2.78%	11,767円	7,639円	2.32%	11,766円	5,824円
西尾市	7.56%	32,435円	21,056円	2.84%	12,012円	7,798円	2.37%	12,006円	5,943円
蒲郡市	8.10%	34,735円	22,549円	2.81%	11,888円	7,717円	2.27%	11,514円	5,699円
犬山市	8.01%	34,348円	22,298円	2.64%	11,166円	7,248円	2.26%	11,446円	5,665円
常滑市	6.92%	29,679円	19,267円	2.31%	9,758円	6,335円	1.89%	9,577円	4,740円
江南市	7.39%	31,691円	20,573円	2.48%	10,489円	6,809円	2.07%	10,496円	5,195円
小牧市	7.43%	31,850円	20,676円	2.75%	11,614円	7,540円	2.31%	11,715円	5,798円
稻沢市	7.40%	31,758円	20,616円	2.75%	11,647円	7,561円	2.29%	11,603円	5,743円
新城市	7.59%	32,561円	21,138円	2.83%	11,973円	7,773円	2.36%	11,962円	5,921円
東海市	7.78%	33,352円	21,651円	2.68%	11,333円	7,357円	2.25%	11,410円	5,647円
大府市	7.92%	33,973円	22,054円	2.83%	11,972円	7,772円	2.39%	12,096円	5,987円
知多市	7.35%	31,509円	20,455円	2.69%	11,396円	7,398円	2.20%	11,169円	5,528円
知立市	7.14%	30,608円	19,870円	2.68%	11,324円	7,351円	2.25%	11,427円	5,656円
尾張旭市	8.08%	34,642円	22,489円	2.75%	11,640円	7,556円	2.31%	11,736円	5,809円
高浜市	7.82%	33,549円	21,779円	2.71%	11,466円	7,444円	2.25%	11,425円	5,655円
岩倉市	7.25%	31,119円	20,202円	2.66%	11,243円	7,299円	2.26%	11,447円	5,665円
豊明市	6.78%	29,095円	18,888円	2.35%	9,960円	6,466円	1.92%	9,712円	4,807円
日進市	7.53%	32,287円	20,960円	2.77%	11,735円	7,618円	2.30%	11,679円	5,781円
田原市	7.41%	31,784円	20,633円	2.94%	12,422円	8,064円	2.46%	12,479円	6,177円
愛西市	8.07%	34,621円	22,475円	2.80%	11,826円	7,677円	2.28%	11,571円	5,727円
清須市	7.41%	31,766円	20,622円	2.70%	11,416円	7,411円	2.25%	11,411円	5,648円
北名古屋市	7.83%	33,587円	21,804円	2.71%	11,445円	7,430円	2.27%	11,518円	5,701円
弥富市	8.04%	34,477円	22,381円	2.76%	11,687円	7,587円	2.31%	11,706円	5,794円
みよし市	8.01%	34,342円	22,294円	2.78%	11,777円	7,646円	2.34%	11,889円	5,884円
あま市	7.38%	31,653円	20,549円	2.72%	11,489円	7,458円	2.29%	11,618円	5,750円
長久手市	7.44%	31,899円	20,708円	2.72%	11,494円	7,462円	2.21%	11,219円	5,553円
東郷町	8.04%	34,491円	22,390円	2.82%	11,943円	7,753円	2.32%	11,767円	5,824円
豊山町	6.95%	29,824円	19,361円	2.68%	11,360円	7,374円	2.27%	11,523円	5,703円
大口町	7.37%	31,607円	20,519円	2.78%	11,769円	7,640円	2.36%	11,952円	5,916円
扶桑町	8.12%	34,819円	22,604円	2.73%	11,569円	7,511円	2.29%	11,603円	5,743円
大治町	7.43%	31,886円	20,700円	2.73%	11,554円	7,501円	2.24%	11,380円	5,633円
蟹江町	8.27%	35,472円	23,028円	2.77%	11,716円	7,606円	2.33%	11,832円	5,856円
飛島村	8.14%	34,930円	22,676円	2.99%	12,638円	8,204円	2.48%	12,580円	6,227円
阿久比町	7.92%	33,992円	22,067円	2.78%	11,777円	7,646円	2.33%	11,798円	5,839円
東浦町	7.94%	34,076円	22,121円	2.75%	11,623円	7,545円	2.30%	11,650円	5,766円
南知多町	8.22%	35,273円	22,898円	2.87%	12,127円	7,872円	2.40%	12,192円	6,034円
美浜町	7.07%	30,306円	19,674円	2.75%	11,642円	7,558円	2.33%	11,788円	5,834円
武豊町	8.19%	35,118円	22,798円	2.76%	11,668円	7,574円	2.29%	11,592円	5,737円
幸田町	6.29%	26,996円	17,525円	2.45%	10,381円	6,739円	2.02%	10,252円	5,074円
設楽町	7.78%	33,376円	21,667円	2.79%	11,787円	7,652円	2.40%	12,144円	6,010円
東栄町	14.51%	62,242円	40,406円	2.84%	12,028円	7,808円	2.45%	12,402円	6,139円
豊根村	7.04%	30,205円	19,608円	2.85%	12,076円	7,839円	2.57%	13,054円	6,461円

令和7年度 愛知県 都道府県標準保険料率

	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
愛知県	7.81%	47,725円	2.74%	16,504円	2.31%	16,658円